



迴堰大溜池内水面漁業協同組合内共第8号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内で竿釣によって遊漁をしようとするものは、あらかじめ、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付し、承認を受けなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁場区域内においては、竿釣以外の漁具・漁法による遊漁は行ってはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
こい、ふな	1月1日~12月31日

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20cm
ふな	10cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下又は肢体不自由者のときは無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい、ふな	竿釣	1日 200円、1年 2,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

迴堰大溜池漁業協同組合事務所（北津軽郡鶴田町大字迴堰字上桂井53）





(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目1番15号)

- 3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行なうことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

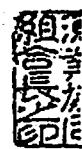




(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻しは、行わないものとする。







別記様式第1号

表

No. 号	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間 1月1日~12月31日まで	
魚種 こい、ふな	
漁具、漁法 竿釣	
遊漁区域 回堰大溜池全域	
遊漁料	
発行者	
回堰大溜池内水面漁業協同組合	

裏

注意事項
1 この承認証は他人に貸与してはならない。
2 遊漁者は、遊漁をする場合はこの承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
3 こい20cm、ふな10cm以下のものは採捕することを禁ずる。
4 他人に迷惑をかけないように注意すること。
5 その他監視員の指示に従うこと。
6 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。







別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳		
住所		
全魚種 ●有効期間 平成 年1月1日～12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

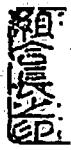
西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 年令 歳		
住所		
游漁料 ●有効期間 平成 年1月1日～12月31日 ●魚種 游漁料 ●遊漁料 8,000円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(稚仔1分)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記範囲からアユ以外除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(券種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業規制のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内各河川流域(十和田湖、大庭子川流域、駒形川上流三戸色協管内及び平川四引内水面絶縁管内を除く。また、県内水面漁業規制規則に各沿岸の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・泊法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁獲生簎り大会等の特別ルールイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他 詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。





別記様式第3号

表

No. 号

漁場監視証

下記のものは、当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

氏名

住所

(年令)

有効期限

年月日から 年月日まで

発行者

廻堰大溜池内水面漁業協同組合 印

裏

注意事項

- 1 漁場監視員は、この規則の遵守に関する必要な指示を行なう。
- 2 遊漁者がこの規則に違反したときは直ちに遊漁の中止を命じる。
- 3 当組合事務所係員と連絡を密にして監視に遺憾のないようにすること。
- 4 当組合の遊漁規則を熟知すること。

